

米沢市報道資料

米沢市鳥獣被害防止中長期計画(案)のパブリック・コメントの結果について

令和7年1月22日
森林農村整備課農村振興担当
電話 22-5111(内線 4406)

平成27年に策定した「米沢市内の鳥獣被害防止に向けた中・長期計画」の計画期間が今年度をもって終了することに伴い、今後 10 年間(令和 7 年度～令和 16 年度)における「米沢市鳥獣被害防止中長期計画」の策定を進めております。

このたび、パブリック・コメントが終了し、提出された意見の内容と意見に対する回答を公表します。

記

1 意見募集期間

令和6年 11 月1日(金)～ 令和6年 11 月 20 日(水)(20 日間)

2 意見の提出者数及び件数

提出者数 1者/提出件数 5 件

3 意見の内容及び意見に対する回答

別添のとおり

以上

米沢市鳥獣被害防止中長期計画（案）に係るパブリック・コメントの結果

1 募集対象計画等

米沢市鳥獣被害防止中長期計画（案）

2 募集期間

令和6年11月1日(金)～令和6年11月20日(水)

3 意見の提出者数及び件数

提出者数 1 者／提出件数 5 件

4 意見の内容及び意見に対する回答

次ページ以降に記載しています。

米沢市鳥獣被害防止中長期計画（案）に対するパブリック・コメントへの回答について

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
1	4-(1) 4-(2)	10	平成 27 年策定とほぼ同じ対策内容では期待できず、全く危機感が感じられない。令和 6 年県内全市町村ツキノワグマ目撃件数では、米沢市が断トツで 1 位であり、多くの市民が恐怖のあまり不安と不便な生活を強いられたことを認識していますか。	ご指摘のとおり、県内のツキノワグマ目撃件数は、米沢市が 86 件（期間：令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 11 月 24 日）と県内で最も多く、市民の皆様が生活の安全に不安を抱かれていると認識しております。 平成 27 年に策定した前計画は、本格的な対策開始前に策定したものであり、基本的な対策方針を記載しておりました。本計画では、これまでの 10 年間の対策について評価・検証を行い、本市が抱える被害対策の課題や問題点を「3 現在までの成果と課題」（4 ページ）に整理しました。対策の基本的な事項（環境整備・被害防除・個体数管理）については 10 年前と同様にバランスよく推進することが重要と考えているため、本計画でも引き続き記載しております。 その上で、「4 今後の被害対策の考え方」（8 ページ）において、新たに電気柵の再編整備や ICT の活用、個体数管理を強化する内容を記載しています。また、山上地区等でのこれまでの対策成功例を踏まえ、市、地区、住民それぞれが果たすべき役割を整理し「各組織の役割」（13 ページ）として記載しております。 ツキノワグマが市街地等に出没した際の対応につきましては、関係機関と連携し、市民の皆様の安全を第一に取り組んでいきます。	無

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
2	4-(3)	10	(3) の個体数管理（捕獲）の根本的な原因療法が適正に行われていれば、(1) の環境整備と (2) の被害防除の対症療法は必要がなくなる。 適正生息数に管理されていないために、山奥で餌や縄張りが不足して争いが起こり、生きるため生活するために人里や市街地に追い出されて農作物や人的被害が発生するのである。	鳥獣被害対策は(3)の個体数管理のみを行うだけでは限界があり、国の指針では、(1)の環境整備、(2)の被害防除とそれぞれバランスのとれた対策を推奨しております。 これまでの 10 年間は、電気柵の新規整備や追払い活動の推進等の被害防除活動、放任果樹の伐採や緩衝帯の整備等の環境整備活動を重点的に取組んできました。 今後は次のステップとして、電気柵の再編整備や環境整備を継続しつつ、捕獲圧を高め、個体数管理をこれまで以上に取組んでいく内容としております。	無

番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
3	4-(5)	11	前回策定の反省に立っての今後 10 年間の対応が持続可能であり、早急に問題が解決して市民が安心安全な生活が出来る事を願う。明記されている通り、捕獲に従事する猟友会員数の激減と高齢化が進み、また、本業を持つ会員も多く、迅速で臨機応変に対応できるか甚だ疑問である。民間の猟友会に、今後さらに 10 年間も、春熊を含めて駆除を依存するつもりですか。持続可能だと思われますか。	本市の猟友会の会員数については、「3 現在までの成果と課題(6)人材の育成」(8 ページ)に記載のとおり、10 年前と同水準を維持できておりますが、引き続き新たに狩猟免許を取得する際の経費の補助を行い、新規狩猟者の確保に努めてまいります。 一方で、有害捕獲活動に従事できる会員の確保が課題となっておりますので、猟友会米沢支部と連携し、後継者の育成に取り組んでいきます。	有
4	4-(6)	11	最近、猟友会の自治体駆除要請拒否問題が話題になっている。狩猟を楽しむ趣味の集まりである民間の猟友会に対して、命がけのクマ駆除作業の育成は、現実的でなく無駄が多いと思われる。一方、県内の西川町や全国各地の自治体で採用され始めたガバメントハンターは、集中して短期間で銃の所持許可を取ることができるので今回の 10 年計画の 10 年後にはライフルが扱える立派で頼りがいのあるガバメントハンターに成長していることでしょう。民間の猟友会に依存しない、書類も連絡も必要ない機敏で持続可能な自治体の有害駆除専門チームの結成こそが、市民に一番に求められている今後の 10 年計画であります。	次に、ガバメントハンターの育成については、現時点で、本市としての具体的な方針は定めておりません。西川町などの事例についても情報収集を行い、持続可能な捕獲体制の構築に向けた検討を進め、市民の皆様の安全と安心を確保に努めてまいります。 <u>上記の方針に伴い、「4 今後の被害対策の考え方(6)人材の育成」(11 ページ)に「併せて、新たな持続可能な体制に向けて、ガバメントハンターや認定鳥獣捕獲等事業者など、各地の取組についても研究していく。」を追記します。</u>	有

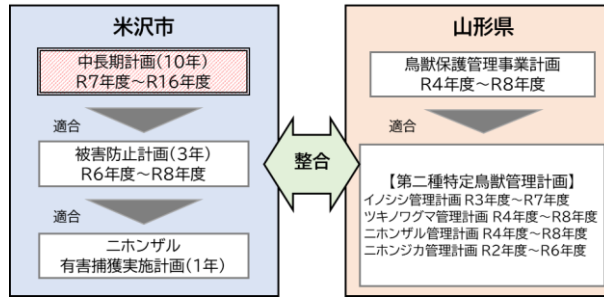
番号	項目 (編・章)	頁	意見の内容	回答	修正の 有無
5	7	13	野生動物は、接する自治体や隣県からも常に自由に越境して、日々生息数が変化します。全国の各自治体がバラバラな対策をとってはいは翻弄されるだけで、いつまでたっても問題解決はしないでしょう。鳥獣保護管理政策を指示した国の関係省庁が中心になって、決して中央の安全な場所から傍観等しないで、国主導で積極的に行動すべきである。 また全国の各自治体が県を通して国を動かすように働きかけるべきである。	ご指摘のとおり、野生動物は自治体を越えて越境しその生息数は日々変動しております。本市では被害状況や生息状況等について、県と情報共有し対策を行っておりますが、近隣自治体と直接の情報交換等はありません。今後は情報交換する機会を設けるなどし、有効な対策に結びつけていきたいと考えております。なお、本計画では「役割分担イメージ」(9ページ)に、米沢市の役割として「関係機関との連絡調整」と記載しております。 また、農林水産省や環境省の方針に応じて計画の見直しを行い適宜計画に反映していくとともに、被害対策に必要な支援を県および国に要望していきます。	無

米沢市鳥獣被害防止中長期計画(案) 概要版

計画の趣旨・位置づけ

鳥獣被害対策は、専門知識を要する人材育成をはじめ、実施体制の整備や長期にわたる継続的な対策が必要であることから、今後10年間を計画期間とする鳥獣被害対策の方向性や目標を明確にする指針として、本計画を改定する。

また、本計画に基づき3年ごとの被害防止計画を策定し、現状に即した鳥獣対策を講じていく。なお、これらの計画は、山形県が定める鳥獣保護管理事業計画や各種第二種特定鳥獣管理計画と整合を図り策定するものとする。



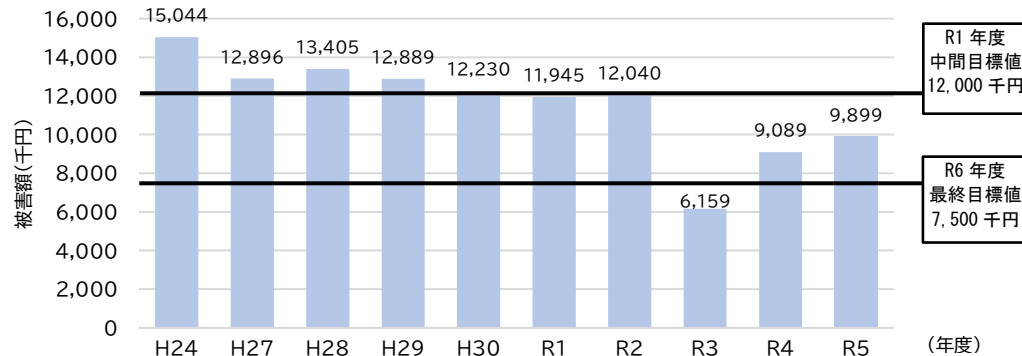
計画期間

令和7年度～令和16年度

現状と課題

(1) 農作物被害対策

- ・ニホンザル、イノシシ等による農作物被害が日常的に発生しており、農作物被害額として報告されるものだけでなく、耕作放棄等の被害も発生している。
- ・前計画では、中間目標として被害額12,000千円(令和元年度)、最終目標として被害額7,500千円(令和6年度)を目標として対策に取り組んできたが、令和5年度の被害額が9,899千円と中間目標は達成したものの、最終目標値までは減少できていない。



(2) 人的被害・生活環境被害対策

- ・ニホンザルとツキノワグマによる人的被害、生活環境被害が近年増加傾向にある。
- ・ニホンザルは児童や高齢者への威嚇や、住宅敷地内へ出没し家屋等への被害が発生している。
- ・ツキノワグマは市街地への出没が増加している。出没時は、米沢市・米沢警察署・猟友会が連携し出没地周辺のパトロールなどに当たっている。

今後の対策の考え方

基本目標

「人間と鳥獣の生活空間の明確化」

- ・農作物被害、人的被害、生活環境被害を防止し、これらの被害を発生させる状況を減らすことを目的に基本目標を設定する。
- ・対策の目標値として以下の農作物被害金額を設定する。

項目	現状値 (令和5年度)	中間目標値 (令和11年度)	最終目標値 (令和16年度)
農作物被害額	9,899千円	7,500千円	6,500千円

(1) 環境整備

- ・集落内の環境点検の実施と、刈払い等の環境管理を推進する。

(2) 被害防除

- ・電気柵整備の推進に加え、既存電気柵の再編整備を推進し、維持管理の負担軽減を図る。
- ・ニホンザルは、地域ぐるみでの追払いを推進する。

(3) 個体数管理

- ・ニホンザルは、加害度合によって捕獲手法を選択し、捕獲を実施する。特に、頭数が多く対策が困難な群れについては積極的に捕獲を実施し、群れサイズの縮小を図る。また、群れサイズの縮小や追払い等の手段を講じても深刻な農作物被害、人的被害の危険性が排除できない場合は、一群捕獲も検討する。
- ・センサーカメラや捕獲検知システム等のICT機器の導入を推進し、捕獲の効率化と猟友会の負担軽減を図る。

(4) 地域ぐるみの対策

- ・鳥獣に強い集落の形成を目指し専門家等の指導を受け、地域ぐるみでの対策を推進する。

(5) 人的被害・生活環境被害への対応

- ・山間部等での注意喚起、民家周辺での誘因物の除去の啓発を実施する。
- ・「市街地における危険野生鳥獣出没時対応マニュアル」を随時改正し、役割分担を明確化した上で常時迅速・適切な対応を可能とする体制の維持を図る。
- ・市街地出没時の対応訓練や現場対応に当たる猟友会の後継者育成等の支援を行う。

(6) 人材の育成

- ・新規狩猟者への支援や射撃訓練講習会実施への支援により捕獲従事者の確保を推進する。
- ・各地区の体制強化を図るため、地域の対策を担う指導者養成研修を実施する。

